

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年11月2日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	小松崎	文	嘉	
同	麻	生	紀	雄

3千総総第706号  
令和3年10月20日

千葉市監査委員 大木正人  
同 宮原清貴 様  
同 小松崎文嘉  
同 麻生紀雄

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第11号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号並びに令和2年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 財政援助団体</p> <p>ア 千葉市シルバー人材センター</p> <p>(ア) 補助金の交付申請及び実績報告にかかる書類を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉市補助金等交付規則（昭和 60 年千葉市規則第 8 号）第 3 条第 1 項によると、補助金等の交付申請をするにあたり、申請者は交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎などを記載した申請書を市長に提出しなければならないとされ、同規則第 12 条によると、実績報告をするにあたり、補助事業者は補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添付し市長に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 19 条によると、公益社団法人千葉市シルバー人材センターにおいては、公益認定（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、事業費及び管理費を適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金に係る交付申請書に添付された「補助金執行計画書」及び実績報告書に添付された「補助金精算書」の補助対象経費については、基準に基づく費用額の配賦がなされていなかった。</p> <p>交付申請及び実績報告に係る添付書類については、規則に基づき適正に作成されたい。</p>	<p>交付申請及び実績報告に係る添付書類については、令和 2 年度以降、規則に基づき費用額の配賦を行い、適正に作成している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 財政援助団体</p> <p>ア 千葉市学校保健会</p> <p>(ア) 【所管部局】 補助金の交付申請及び実績報告に係る書類を適正に作成すべきもの</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（平成17年5月12日付け財政部長通知）によると、補助金の交付決定及び額の確定における補助金額の算定については、補助対象経費の項目及び項目毎の金額を明らかにすることとされている。</p> <p>しかしながら、千葉市学校保健会事業補助金においては、補助金額には影響はなかったものの、補助金の交付申請及び実績報告時に提出された収支予算書及び収支決算書に、補助金交付団体の事業費が同補助金交付要綱に規定されているどの補助対象経費に該当するのか記載されていなかったにもかかわらず、補助金交付団体に修正を求めることなく書類を受理し、補助金を交付していた。</p> <p>所管部局は、通知等に基づき、補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。</p>	<p>補助事業の交付申請及び実績報告については、補助金交付団体に対し、適正に作成するよう指導し、令和2年度から適正に運用を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 出資団体</p> <p>(2) 公益財団法人 千葉市産業振興財団</p> <p>ア 【団体】 リース取引の会計処理を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>産業振興財団の消費税の会計処理は税込方式であるが、リース取引によるリース資産や減価償却費の一部が税抜価格で計上されていた。また、リース資産の減価償却費は、リース期間に基づき算出すべきところ、期間の誤りがあった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>リース取引は、リース資産、リース債務、減価償却費、支払利息など複数の科目が、その取引期間にわたって計上される。このため、財団は本リース取引の会計処理について所要の修正を行うとともに、今後は、取引開始時において適正な会計処理となるよう必要な確認を行われない。</p>	<p>リース取引の会計処理については、令和2年度決算において所要の修正を行い、以降、適正な会計処理を行っている。</p>
<p>イ 【団体】 什器備品の会計処理を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公益財団法人千葉市産業振興財団財務規程によると、その性質上1年以上にわたって使用されるもので購入価格が10万円以上のものを什器備品、購入価格が2万円以上10万円未満のものを消耗備品とし、それぞれ什器備品台帳と消耗備品台帳により整理することとされている。</p> <p>このうち什器備品は、固定資産に計上すべきところ、平成29年度以前に取得した什器備品について、固定資産に計上されていなかった。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>財団では、什器備品と消耗備品と</p>	<p>什器備品台帳及び消耗備品台帳については、規程に基づき、令和3年3月から個別管理を行い、以降、適正な会計処理を行っている。</p> <p>なお、平成29年度以前に取得した什器備品については、令和2年度決算において所要の修正を行い、固定資産に計上した。</p>

<p>が混在した消耗什器備品台帳で整理していたことから、固定資産に計上すべき什器備品についてのチェック機能が働かなかつたものと考えられる。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>財団は、財務規程に基づき什器備品台帳と消耗備品台帳を個別に整理するとともに、什器備品の会計処理について所要の修正をするなど適正に行われたい。</p>	
<p>ウ 【団体及び所管部局】指定管理業務の収支内容について精査すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県ビジネス支援センターの管理に関する基本協定書によると、管理経費見込額のうち当該事業年度に使用されなかった額がある場合で、その原因が指定管理者の経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下「不用額」という。）については、市は指定管理者に当該不用額の返還を求めることができるとされている。</p> <p>産業振興財団は、平成29年4月1日から5年間にわたり、千葉県ビジネス支援センターの指定管理者に指定されていたが、平成29年9月末に富士見分館、平成30年6月末にビジネス支援センターが廃止されたことに伴い、平成30年7月1日付けで指定を解消されている。</p> <p>今回の監査において、当時の指定管理業務の収支決算書を確認したところ、施設の廃止に伴い費用の一部を執行しておらず、不用額が生じている可能性がある。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>所管部局及び財団は、上記期間における指定管理業務の収支内容について精査するとともに、不用額がある場合には、所管部局は財団に対し、基</p>	<p>産業支援課及び産業振興財団において、令和3年3月に、平成29年度及び平成30年度における指定管理業務の収支内容について精査し、不用額があることを確認した。</p> <p>不用額については、令和3年6月30日付けで財団から所管部局に対し全額返還した。</p>

本協定書に基づき返還を求められた い。	
------------------------	--